

入札監理小委員会
第209回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 209 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 24 年 2 月 28 日（火）17:19～19:03
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 登記簿等の公開に関する事務について
 - 改善指示に係る報告（法務省）
2. 実施要項（案）の審議
 - 登記簿等の公開に関する事務（法務省）
3. その他

<出席者>

（委員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員、石村専門委員

（法務省）

民事局 小出総務課長、藤田局付、二宮民事監査官、宮城補佐官、三浦係長、藤原事務官

（事務局）

栗田参事官

○樫谷主査 ただいまから、第209回入札監理小委員会を開催したいと思います。

本日は、「登記簿等の公開に関する事務」における改善措置に係る報告についてのヒアリング、それから、「登記簿等の公開に関する事務」の実施要項（案）の審議を行います。

はじめに、「登記簿等の公開に関する事務」における改善指示に係る報告について、ヒアリングを行いたいと思います。

本日は、法務省民事局小出総務課長に御出席いただいておりますので、指示の内容等について御報告をいただきまして、その後、意見交換を実施したいと思います。報告は5分程度でお願いします。

○小出総務課長 法務省民事局総務課長の小出でございます。よろしくお願いいたします。

「登記簿等の公開に関する事務」に係る委託業務において、公共サービス改革法27条第1項に基づきまして、受託事業者に対して法務大臣から指示を発しましたので、その内容について、まず御報告をさせていただきます。

今般、本委託業務の受託事業者でありますATG company株式会社及びアイエーカンパニー合資会社が健康保険法及び厚生年金保険法に定める手続において、虚偽の届出をしていた事実が発覚いたしまして、これを受けまして、今年の1月に東京簡易裁判所から両社に対して罰金刑の略式命令が言い渡されたところでございます。

この両社に対しては、昨年4月に、コンプライアンス体制の構築等について指示していたところ、このような事実が発覚したことは、コンプライアンスの観点から看過することができないばかりか、今後、本委託業務に従事する者を安定的に確保することが困難になるおそれもあるところでございます。

そこで、両社に対して、本委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために、2つの観点から指示を発出いたしました。

1つ目は、健康保険法及び厚生年金保険法に定める手続の適切な履践でございます。

2つ目は、労働社会保険諸法令の遵守を確保するために、社会保険労務士の確認を受けるなどの追加の体制を整備することでございます。この2つ目のものは、1つ目の指示事項に係る健康保険法及び厚生年金保険法に定める手続の適切な履践を担保することのほか、その他の労働社会保険諸法令の遵守も確保するため、社会保険労務士による確認等、専門家による確認体制を整備することを指示したものでございます。

これらの指示事項については、明日（2月29日）までに、2つ目の確認体制の整備状況を報告させるとともに、今年の8月31日までに、1つ目の健康保険法等に定める手続の履践状況を報告させることとしております。

今後は、これらの報告の内容を踏まえ、本委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な監督を行ってまいりたいと考えております。

報告は、以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

今の御説明について、御質問・御意見がございましたら、御発言いただきたいと思います。

すが、いかがでしょうか。

当初、入札参加したときに、労働社会諸法令等も含めたものを遵守しているかどうかという項目が実施要項の中にはありますね。それは、ATG companyあるいはアイエーカンパニー合資会社からは、どんな書類が出たのでしょうか。

○二宮民事監査官 事業者からは誓約書（申出書）を徴取しております。

○樫谷主査 守られていますという申出書もらったということですね。

○二宮民事監査官 はい。

○樫谷主査 申出書もらったけれども、実態としてはそのとおりになっていなかったと、こういうことが出てきたということですね。

○小出総務課長 はい。

○樫谷主査 今回は、登記に関するところと直接関係ないので、業務停止の手続きはとらないで、ここに書いていただいているような確認を受けるとか、そういうようなことを課したと理解してよろしいのですね。

○二宮民事監査官 さようでございます。

○渡邊副主査 申出書の内容は、法令一般という形で書いておられるのですか。それとも、何か具体的に法令を挙げて、こういう法令には違反していませんという内容になっていますか。

○二宮民事監査官 申出書の中身としては、労働関係法令に違反していないという内容で申出書は提出しております。

○渡邊副主査 ほかの法令は入っていないのですか。

○二宮民事監査官 入っておりません。

○渡邊副主査 そこでは、労働関係諸法令に限定されて申出書をとられたのは、何か理由があるのですか。

○二宮民事監査官 失礼いたしました。今発言しましたことを若干修正させていただきたいと思います。

平成22年度の入札の関係ですが、労働関係法令を順守することという表現をとっております。

○樫谷主査 労働関係法令と言うと、ものすごく広いですね。今回出てきたのは、健康保険と厚生年金の案件です。文章をそのままチェックするとなると、法令全体とか、あるいは労働関係法令とかをもっとチェックしなければいけなくなると思うのですが、切りがなくなると思います。これについては、今回は、ここに書いてあるように、労働社会諸法令の遵守を社会保険労務士の方を通じてチェックしろと、こういうことになっているわけですが、労働社会保険関係と言うと、どの程度までのことを想定されているのですか。ここで、確認を受けると書いてあるのですが、指示として、どのレベルの確認を受けさせようとされているのですか。

○二宮民事監査官 労働社会保険諸法令というのは、社会保険労務士法に定められている

表現を引用させていただいております。今回問題になりました年金の手続等も含めて、社会保険関係法令及び労働関係法令について社会保険労務士が本来行う業務の範囲についてのチェックがしっかり行われることを考えております。

○樫谷主査 とりあえず、これはわかりました。

それでは、ヒアリングを終了したいと思います。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございませぬ。

○樫谷主査 法務省におかれましては、引き続き、適正な事業実施に向けて、受託事業者への指導等に努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして、「登記簿等の公開に関する事務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。実施要項（案）の内容等について、20分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小出総務課長 それでは、平成24年度の「登記簿等の公開に関する事務」の民間競争入札実施要項（案）について、私から概略を申し上げました後、詳細について、担当者から御説明させていただきます。

本事務については、平成18年9月5日に閣議決定されました公共サービス改革基本方針に基づきまして、平成19年度から順次対象登記所を拡大して入札を実施しており、平成22年度に実施した入札をもって一部の小規模登記所を除く全ての登記所において民間委託が実施され、その全国展開が完了したところでございます。

平成24年度においては、これまでに実施した全ての入札に係る契約が平成24年度末をもって終了することに伴い、原則として、法務局、地方法務局を一つの入札単位として、その管轄する登記所を一くくりにして入札を実施することとしています。

今回御審議いただく実施要項（案）については、先月開催されましたこの委員会における実績評価の審議において御指摘いただいた点等を踏まえ、委託業務の適正かつ確実な実施を確保することを目的として、4つの変更方針に基づき作成いたしました。その内容を簡単に説明させていただきます。

まず、停止命令事案を踏まえた不正行為の再発防止でございます。委員の先生方御承知のとおり、一部の受託事業者の業務従事者等が不正行為を行ったことから、当該事業者に対して、法務大臣から、委託業務の一部停止命令及び改善指示が発せられました。このような不正事案の再発防止を講じるというものでございます。

2番目に、委託開始当初の円滑な事務処理でございます。これについては、先般のこの委員会でも報告させていただきましたけれども、委託業務の開始当初において、各種証明書等の交付に相当の時間を要した登記所が散見されました。このような事態を回避するために、委託開始当初の円滑な導入を図ろうとするものでございます。

3番目が、公共サービスの質の確保についてでございます。各種証明書等の作成引き渡しに係る過誤事案が多く発生している現状から、過誤の発生防止策を含め、サービスの質

を確保するための方策を講じるというものでございます。

4番目が、民間事業者の創意と工夫の反映についてでございます。公共サービス改革法においては、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等が、その事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について、不断の見直しを行い、その実施について透明かつ公正な競争のもとで、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することが基本理念とされております。これを踏まえまして、いかにして民間事業者の創意と工夫を反映させていくかという観点から方策を講じるものでございます。

以上、4点が基本的な変更方針でございます。これに基づきまして実施要項（案）を作成しておりますので、よろしく御審議いただきたいと思っております。

それでは、引き続き、変更部分の詳細について、担当の者から説明させていただきます。

○二宮民事監査官 民事監査官の二宮と申します。よろしくお願いたします。

それでは、引き続きまして、24年度の実施要項（案）について、これまでの実施要項の主な変更点について説明させていただきたいと思っております。

ただいま課長から申し上げました4つの方針に基づきまして、見直しを図っております。資料で配られておりますポイントと内容は一致しているわけですが、若干説明の順番が変わるかもしれませんが、その点御了解いただければと思っております。

まず第1点目の観点、停止命令事案が起りましたが、それを踏まえた不正行為事案の再発防止という観点からの見直し内容です。

まず1点目が、今回、不正行為を起こしました当該事業者に対して、法務大臣から、委託業務の一部停止命令が発せられております。当該事案自体は、公共サービス改革法に違反する重大な事案であると認識しておりまして、当該事案を発生させた当該事業者及びその者が特定の支配関係を有する子会社等については、次回の入札には参加させないこととしております。

2点目の変更点として、受託事業者に対する基本的要件を課した上、その確認を行うものでございます。乙号事務を適正かつ確実に実施するためには、最低限、その事業者等に求められる要件、これは実施要項では「基本的要件」という表現をとらせていただいておりますが、4つの要件を掲げております。その1点目が、先ほども問題になっておりましたが、労働社会保険の諸法令を守っているということでございます。2点目が、本契約の履行に支障のない財務状況であることです。3点目が、直近5か年の委託事業を適正に実施していることでございます。4点目が、個人情報の取扱いを適正に実施している。この4つの基本的要件を掲げまして、それぞれに関する資料としては、社会保険労務士による実態調査の報告書。これは、全国社会保険労務士連合会を通じた確認になります。あとは、財務関係に関する資料。これは直近の決算期に係る計算書類等を提出させて確認することを考えております。あと、直近5か年の委託実績。これは資料として事業者から提出させることを考えておりまして、個人情報の保護に関する資料としてプライバシーマーク、

もしくはISO27001、こういったものの写しを提出させることを考えているところでございます。

次に、3点目の項目としては、必須項目の内容ですが、公共サービス改革法並びに省令において、受託事業者が具備すべき要件が法定化されております。そここのところを明確にしたものでございます。簡単に申しますと、乙号事務を適切かつ確実に実施するための知識、能力を有している者を備えておくことが要件。あとは、必要な管理体制。個人情報をはじめ適切に行うための実施要領の策定。人的体制の整備、更に、研修の計画を立てて、また、それを実践することが法律に具体的に規定されているところでございまして、こういったものを明確にした上で、そういった観点から評価を行うことを実施要項に、評価の基準として改めて表記をすることとさせていただきます。

不正事案等の防止という概念ではございませんが、仮に発生した場合の対応として、受託事業者からは、そういった事案が発生した場合には、発覚した当日中には、必ず委託している法務局に報告をすることと、事後報告として、その改善する対応等について、文書で報告することを要項上に明記をさせていただいているところでございます。

次に、委託開始当初の円滑な事務処理という観点から見直しを行っております。

まず1点目が、これは実施期間の関係ですが、この業務はいつも4月に開始しておるところですが、4月は会計年度という意味では区切りがいいところですが、実際には、登記所においてはかなり繁忙をきわめるという実態がございまして。また、その事前となる研修期間中は3月等になるわけですが、それについては、法務局においては、審査事務等で年間でも一番多忙をきわめる時期です。その時期に事業者が交代して、乙号事務を担ってくれているという実態の中で、時期をずらすことを想定してございまして、今回の実施期間については、3年半という期間にいたしまして、次々回となりますが、平成28年の10月から次の業務の開始時期にすることを考えております。これによりまして、その多忙な時期を避けた研修、また、事業へのスムーズな取り組みができていくのではないかと考えております。

次の見直しとしては、研修の見直しでございまして。先ほど申したような知識を十分備えておくためには、事前研修をしっかりと行う必要がございまして。そこで、これまでの研修の科目等についても見直しを図り、充実を図ることにいたしております。研修については、事前研修と継続研修に大別して、事業が始まる前の研修を事前研修、また、事業が始まった後も、人が交代して新たな人が従事するという場合も、それも事前研修という位置づけにしております。それと、事業が継続している中で、毎年実施する必要があるものとして、継続研修という位置づけをしております。これによりまして、知識・能力を向上させることで取り組むということで、研修の見直しを行っております。

次に、提案内容の整備状況の確認でございまして。提案内容については、事業者がいろいろな提案をしてくるわけです。特に、今回見直しを行いました管理体制・実施要領、また、人的体制の整備については、提案でいくらいいことを書いてございまして、それが最

最終的に整備をされて、事業開始に当たっては、それらがすべて整備された状況で事業を開始するのが必要にならうかと思えます。そういったところが、振り返ってみますと、不十分なところも否めないといったところがございますので、そのところはしっかり確認していこうというものでございます。事業者側からは、最終的な管理体制、実施要領、人的体制が、今どうなっているか、最終的にどういう整備ができていくかということをおもひの法務局で確認をしていくことを考えておるところです。

4点目としては、引継ぎの際の協力義務も明記させていただきました。これは、今回の24年の実施要項に基づいて受託した事業者が、次の要項に基づく入札において、事業者が変更した場合に、協力することを義務づけた規定でございます。

以上が、年度当初のスムーズな展開をするための見直し内容でございます。

次に、3点目でございますが、公共サービスの質の確保、質の向上という観点からの見直しを行っております。1点目が、要求水準に係る見直しでございます。その内容については、現在、アンケートによる処理時間と満足度を要求水準に掲げております。しかし、アンケート調査自体が、これは年4回実施しておりますが、その回数とか実施方法等に関するお客様からの苦情が多く寄せられているのが実情でございます。アンケート自体、その集計は今現在職員が行っておりますが、そこも職員の負担となっているところがございます。こういう様々な問題が生じておりますので、その見直しを図ろうというものでございます。

また、乙号事務において、その処理の時間の短縮は利用者の最大のニーズとなっており、適正かつ円滑な証明書の交付がやはり必要であろうと。今回の実施要項においては、そういった時間について高い要求水準、いわばこちらが定めた最低限の要求水準を上回る要求水準を提案してきた事業者に対しては高い評価をしようという内容にしております。なお、アンケート調査による要求水準の測定という手法は、満足度については行いたいと思っております。これは基本的には年に1回を考えておりますが、これまでのような4回ではなく、年に1回として、初年度のみは2回実施しようということとさせていただきたいと考えております。処理時間については、タイムスタンプにより実際の処理の時間を確実に計った上で、それが要求水準を満たしているかどうかということを確認していきたいと考えているところでございます。

次に、公共サービスの質という観点からの見直しの2点目ですが、委託費の減額措置の拡大という内容でございます。現在、印鑑証明書又は印鑑カードを第三者に誤交付した場合に減額するという取扱いを行っているところですが、実際には、それ以外の過誤事案も数多く発生しているのが実態でございます。先月行われましたこの委員会においても、実情については御報告させていただいておりますが、昨年度、また、今年度もそういった事案がかなりの数発生しているのが実情でございます。サービスの質という観点からは、かなり低下しているのではないかと危惧するところでございます。そこで、サービスの質を確保するという観点から、印鑑証明書以外の関係、一般の各種証明書等で過誤事

案、誤交付等の事案が発生した場合についても、委託費の減額措置を行うことに変更させていただきます。

また、要求水準として掲げた処理時間が満たされない場合についても、委託費の減額を行うことを考えております。これについては、加点項目として、仮に提案をする事業者があった場合に、それが満たされない場合に、何も制裁がないということになりますと、その実効性の担保という観点からはやや問題があるのではないかとということで、要求水準が満たされない場合には、委託費を減額することを盛り込んでおります。

改善指示の関係でやはり問題となっていて、改善指示に対して適正な履行がされてない場合、昨年度の実施要項から減額措置を認めていただいております。一律10万円という金額で認めていただいておりますが、実際には改善指示を行った中で、改善指示どおりの履行がされていない案件がかなりの数発生いたしました。これは実効性を担保する上で、10万円という金額が影響しているのではないかとということで、減額の金額を10万円という定額から、委託費の5%を限度とする減額方法に見直しております。

また、実施要項で定めている期限がございますが、それが守られていない場合にも減額の対象とすることとしております。

サービスの質の観点からは、実務経験者について増配置をすることを盛り込んでおります。登記事務を行うためには、一定の能力が必ずや必要だということで、これは法に定められている要件ですが、その要件を満たす者として、司法書士、土地家屋調査士、及び登記所における事務を経験した者、この3者について、実務経験者として、これらの者を必ず備えることを今までも要件として課しております。ただ、全ての登記所にそれらを配置するのではなく、一定の数を配置しなさいということでこれまでは運用をさせていただいておるところでございます。しかしながら、実態においては、そういった者が配置されていない登記所においては、窓口責任者を置いておるわけですが、窓口責任者も経験を積み一定のレベルには達するわけですが、経験の浅い窓口責任者になりますと、誤った回答をすとかといった事案が散見されまして、お客様からはかなりの苦情が寄せられているといったところが実情でございます。そういったことから、今回の実施要項においては、対象となる全ての登記所において、その実務経験者もしくは実務経験者と同等の者と認められる者を必ずやまずは1名以上は置きなさいということに要項を変更しております。更に、その上、一定の事件数を超える場合においては、1名ずつ追加をしていきなさいということにしております。

また実務経験者と業務管理者の兼務について、業務管理者という法務局との連携を保つための職員、さらに、受託事業者の職員を管理・監督するための職員を業務管理者と位置づけておりますが、そういった者と実務経験者は、本来、業務が違うわけですが、小さい登記所においては、兼務しているというところが実態でございます。ただ、この兼務を多く認めますと、内容が全く違う業務ですので、やはり影響が出てくるということで、兼務できる対象を、現在の規定から、30万以下の登記所という形にいたしまして、そういった

者が兼務してない登記所を少し増やすことを考えております。

あとは、登記所の統廃合に係る契約内容の変更について明記をさせていただいております。この内容については、私どもでは、登記所の統廃合を国の施策として実施しておるところでございます。これまでの実施要項においては、乙号の対象とする事件数の変動が見込まれる場合の統廃合においては、委託契約を変更することについての規定がございますが、乙号事件数の変更が認められない登記所の統廃合、今回は県単位で一括でやりますので、全て同じ事業者がやっているという概念になりますので、A登記所とB登記所も同じ事業者がやっております。そこそこが統廃合する場合には、トータル的な事件の変動は生じません。そういった場合の規定が現在設けられておりませんので、そういった統合においては、契約金額自体は変更を行わない。履行場所として、2つのところが1つに変わるだけであることを明確にしております。

それと、統廃合後のサービスとして、証明書発行請求機を廃止した登記所管内に置くという場合がございます。そういった場合にも、そこを一つの履行場所として、必ずや、今現在受けている受託事業者がその取扱いを行うことを要項の中に明らかにしております。

以上が、サービスの向上という観点での見直しでございます。

最後に、4番目ですが、民間事業者の創意と工夫の反映という観点で見直しを行いました。これについては、加点項目の内容の見直しを行ったところでございます。加点項目については、3つの観点で評価することにさせていただいております。1点目は、高い水準での事務処理の実現。これは、実施要項の別紙2に委託業務の範囲を定めておりますが、それぞれの業務について、提案内容がより高い内容で、より良質なサービスが実現できるということであれば、それについて高い評価を行いたいというものでございます。

もう1点が、先ほど申した高い要求水準を設定した場合に評価をしようというものでございます。要求水準自体は、最低限の要求水準を設けており、処理時間に関しては、30分未満に全体の85%の処理を行うという要件を課しておりますが、その30分未満、また、85%は、これまでの実績からしますと、容易な水準だろうと認識しております。そういったものについて、より高いレベルで、もっと短い時間でやるとかというような提案がされた場合には、高い評価をしようというものでございます。

それと、もう1点が印紙売りさばき等の関係でございます。印紙売りさばきの事業に関しては、直接国の業務という概念ではございませんが、現在、ほとんど全国の登記所において売りさばきが任意団体によって行われているのが実態でございます。これは、証明書等を請求するに当たっては、その手数料として収入印紙で支払うことが法で定められております。実際に、印紙は郵政事業に係るもので、郵便局等で売られているわけですが、実際に郵便局等まで行くのはなかなか困難な状況でございます。これはお客様からの強い要望、さらに、総務省等の行政監察を受けまして、登記所内で売りさばきができるようにということがこれまで申されまして、全国全ての登記所でそういったことを取り扱ってきおるのが実態でございます。ただ、これは法務局の職員等による非営利の任意団体でや

むを得ず行ってきたというところがございます。任意団体で実施するに当たりましては、専門の人を配置することが必要になってまいりますので、コストの面でかなり不経済になっているのも実態でございます。窓口でそういったお客様のニーズに対応するためには、印紙売りさばき事業を登記所で行う。また、その売りさばき事業との連携をしっかりと図っていくのが必要になってこようかと思えます。

その売りさばき事業を任意団体が単独で実施するためには、人的に非効率とならざるを得ないという問題があるところ、乙号事務と密接な関係にある印紙売りさばき事業を受託事業者が実施する場合には、人的なロスが生じることはございません。なおかつ、同事業を経済的かつ効率的に実施することができることになろうと思っております。経済的また効率的に印紙売りさばき事業ができるという者は受託事業者のみでありまして、印紙売りさばき事業を安定的に実施することは、国民のため良質な公共サービスが実現することになろうかと思えます。そういった観点から、売りさばきに関する連携について提案をしてきた事業者に対しては高い評価をするというものでございます。

以上の3つの観点によりまして、加点項目については評価をするというふうに見直しをさせていただきました。

最後に、契約の関係で見直した点を、1点申し上げたいと思えます。事業者が提案してきた内容については、その提案どおり行いなさいということ契約書に記載して、事業者には実施させてきております。その中で、人の体制について、例えばA登記所には10人配置するとなれば、どんな状態であっても、10人を配置しているのが今の実態でございます。ただ、私どもが求めている要求水準を、高水準で一定期間継続的に達成しているという状態であれば、必ずしも、10人なら10人という人数を拘束する必要はないのではないかと。高いレベルで、それが継続的に維持できるとなった場合に、事業者側から、10人のところをこういったやり方で9人にしてレベルを維持しながら実施するといった場合に、そここのところについては柔軟に考えていいのではないかと。これはインセンティブと言えるかどうか分かりませんが、事業者側が高いレベルで実施している以上は、そういったところについて柔軟な対応をしていきたいということで、人的体制については、一定の継続的な要求水準が達成できていることを条件の上で、受託事業者と法務局の協議によってそういった体制の変更を認めることを運用上は行っていきたいと考えておるところでございます。

少し長くなりましたが、以上が、実施要項の主な変更点でございます。

○樫谷主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項について、御質問・御意見はございますか。

○渡邊副主査 確認させていただきたい事項が、大別すると3つあります。まず、最初の質問と、確認させていただきたい点を伺います。

今回、登記所内における印紙売りさばきということで、それが利用者にプラスになることであれば、決して反対する趣旨ではないのですが、懸念のひとつは、印紙売りさばき

は、例えば、明日「私売りたいです」と言って売れるものではないので、そういったことが、ある意味、入札資格を事実上制限することになるのかならないのか、その点をまず教えていただきたいと考えます。

○二宮民事監査官 売りさばきについては、所管しているところは郵政事業の一環という形になります。ですから、売りさばきを実際に行うためには、郵便局の許可をいただくというのが前提になるかと思えます。これについては、郵政の担当の者とも話をさせていただいておりますが、参入する事業者自体が、仮に、私どもが印紙売りさばきを行うというようなことで提案をしてきていただいた場合に、その事業者が実際にできるかどうかという観点では、基本的には、地元の郵便局の許可をいただく。これまで、100%、すべてのところがどうかといった検証までは行っておりませんが、本省サイドで確認している内容では、基本的には、地元の郵便局の判断ということで聞いております。ただ、地元の郵便局においても、それを拒む理由は基本的にはないだろうと回答はいただいております。

○渡邊副主査 もう1つは、参入の事実上の制限にならないのであれば、問題視するつもりはないのですけれども、地元の郵便局といったときに、私が例えば自分が郵便局を運営しているのであれば、今まで自分が売っているところで、他者が入ってくるとしたら、何となく抵抗感がある。もっとも、これは近くにそういうところがあればの話ではあります。ですから、例えば地域を管轄する郵便局が許可を出すということで、今言われたような拒む理由がないということであれば、もっと大局的に、実質的な参入制限にはならないという運用であれば、問題なからうとは思いますが、そこを確認して頂きたい、そういうところが参入制約にならないように御配慮いただきたい、そうしてくださいというところのお願いです。

○二宮民事監査官 今、実際に、先ほど申しました非営利の任意団体のほか、民間の事業者、個人さんも含め、その方が売りさばきをやっている登記所もございます。そういったところはそちらにお任せするというので、何ら問題ないわけですが、逆に、そういった方がいらっしゃらないという登記所においては、やむなく、法務局の任意団体が売りさばき事業を行っているのが実態でございます。ただ、それには、先ほど申しましたような問題がございますので、今あるところは、全て郵政の認可を受けて実施しているところがございます。そこのところが変わるというだけの形態ですから、基本的には、新たに別途、場所等について新規に設けるとかいう概念ではなく、今あるものの経営者が替わるだけというところで許可をいただけるのではないかと考えているところがございます。

○渡邊副主査 逆に言うと、理由のない拒絶があったら、むしろ発注者としての法務省が手当していただくということかと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

○二宮民事監査官 はい。

○渡邊副主査 2番目が、これもやはり参入制限にならないかという観点で、受託実績に

ついでの実施要項の書きぶりについて質問したいと思います。4ページのオの(ア) bの「③受託実績に関する資料」。これは添付資料としてです。それから、審査の観点から言うと、第6項の(1)の「必須項目審査」で、直近5か年の委託事業をすべて記載することを適正に実施したことという審査基準が入っています。おそらく、ここで言われる御趣旨は、過去に同種の受託実績を必要としているわけではないことと思います。つまり、それは参入制限に直接結びつくので、そこを意図されているわけではなく、仮に過去に受託しているのであれば、受託の範囲も確認させていただきたい、受託しているのであれば、それをちゃんと履行したのか、履行しない、中途半端なままになっているのか、つまり履行レベルに達しなかったことを確認したいという御趣旨かなと思います。しかし、おそらく今の書きぶりのままですと、どういう受託範囲について確認されたいのか、例えば官との間のものなのか、受託というと、業務としては非常に広く、何でも射程に入ってくるおそれがあり、特に大手企業で1種類だけでなく多数業務を行っている会社などからすると、それについての資料は、実は非常に大変な作業を要することにならないかなと、素人ながら思います。そのため受託の範囲として提出してもらうものとして、何を念頭に置いておられるのか、実際の審査と言っても、さきほどのお話を伺うと、直接聞くよりは、もし官であれば、例えば実際に発注したところに、どうでしたかと聞かれる方が早いのか、何かその辺りが今一つ私に理解できてないところであり、具体的に教えていただきたいということが第2点目になります。

○二宮民事監査官 この5か年の委託事業を適正に実施したかどうかという評価の観点でございしますが、まず、委託事業の定義については、基本的に、官との契約に限定するものでなく、民・民の契約も対象ということで考えております。

その内容については、当然ながら委託契約という概念になりますので、単なる一回の取引で終わるとかいうような概念のものは対象とはしておりません。継続的な役務等を対象に考えておるところでございします。提出させる等、こちらが想定しています資料については、基本的には、そういったものをすべて何らかの疎明資料という概念で提出していただくことは、膨大な取引がある場合には大変なことになりますので、私どもから一つの様式を示した中で、そこにいわば一覧表にして、いつ、相手方のどこと契約をしどういった内容の契約だと。それについてはこういった期間で契約をしているものだという最低限必要だろうと思う項目を事業者側がそこに記載して提出する。その確認については、私どもで、当該契約の相手方等々から参考となる情報をいただけるようであれば、できる限りそういった情報を入手するなりして、評価をしていきたい。最終的には、これは全て評価委員会という私どもの各法務局が委嘱する有識者で構成する委員会で評価をするものでございしますので、例えば契約の途中で解除なり、何かがあったとかというようなことが仮に事実としてわかりましても、その一事をもって全てだめにするかどうかとかいうところについては、最終的にはその事実に伴って評価委員が判断して行う。ですから、逆に、ほかにいろいろ事業できっちりやっているとなれば、それはそれでこの部分についてのその会社

としての今までの実績としては、特段、問題ないという評価をされるかもしれませんが、有識者に評価は任せるといふ形になろうかと思っております。

○渡邊副主査 そうすると、このまず4ページ目の添付資料の内容については、受託実績に関する資料は、過去5年間における継続的な役務の提供すべてについて一覧表フォームに従って記入して、提出すると、そういうことですか。

○二宮民事監査官 はい。

○渡邊副主査 小さい一つの業務しかやってないようなところだったら、おそらくそれなりにワークするかもしれませんが、本当に多数の部門を抱えて、例えば、カンパニー制度をつくってやっているような会社だと、どうしてもなく大変なことにならないかなということが1つです。

もう一つは、契約上、守秘義務を負っている場合がそれなりにあるはずですので、全部開示しろと言われると、それだけで困る事業者は出てこないかなという、これは私の単なる懸念かもしれませんが、その2点だけちょっと申し上げておきたいと思います。

○二宮民事監査官 この実績というのは、今回、私どもの委託事業者がいろいろな問題を起こしたという背景もございます。そういった内容からいたしますと、過去に、同じように参入してくる事業者が、他のところで同様な問題を起こしていないかどうかという観点やはり必要ではないか。そういったところについて、どう評価するかは別問題として、事実として、過去にこういった大きな問題を起こしているようなことがあれば、それはそれできっちり把握した上で評価をしていくべきだという観点から、この要件は設けているものでございます。

今、副主査御指摘のとおり、確かに、大企業になりますと、この委託事業という概念の定義をしっかりとしていないと、かなりの数字という形になってくるおそれはありますので、その点については再度検討をさせていただいて、どのように定義づけるかということは確認していきたいと思っております。

実際の運用としてどうするかというのは、参入する事業者にきっちりわかるようにしたいと思っておりますが、ただ、これを私どもが検討するに当たりまして、他の市場化テストにおいて、今やっている他の省庁等の実施要項等も全部見させていただいたところでございます。その中で、こういったことを事前の審査の対象にするところは多々ございましたので、そういったところも参考にさせていただいたところでございます。

○渡邊副主査 別にほかの事業を参考にすると申し上げているわけではないのですが、素朴な疑問として、皆さんはその事業でどのぐらい参入対象者がいて、どのぐらいハードルになって、どのぐらいワークするのかというのは検討してやっておられると思います。御趣旨はわかりますので、別にこれ自体がだめだと申し上げているわけではないのですが、やはり参入制限になるようなことにならないのか、実際にオペレーションでワークするのか、その疑問を申し上げているつもりです。オペレーションとしてワークすることであれば、あとは参入制限にならない、本当に何か実務的に出せるような一覧

表であればいいなと思います。

○二宮民事監査官 今の御指摘のところを踏まえて、その部分については、より明確に事業者が対応ができるということで、表記の仕方も含めて、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。

○渡邊副主査 3つ目は、問題提起だけさせていただくと、今回、労働社会保険諸法令を遵守していることというのを、資料としても、基本要件としても挙げられています。先ほどの御報告を伺うと、その懸念もよく理解しているつもりですけれども、他方、なぜ保険諸法令だけなのかという非常に素朴な疑問があります。より直裁に申し上げると、例えば労基法違反で残業をずっとやっているようなところだったら、多分、同じような理由が当てはまるのではないのでしょうか。一方、ここで、労働社会保険諸法令とだけ言うと、例えば、来年、極端な話、非常に超過勤務というか残業を無償でさせているような事態が発覚したら、ここにまた労基法を入れるのかといった議論になるのではないのでしょうか。今回のものに対して対応しなければいけないことがよくわかる半面、何かここだけ特出ししてということがどうかという、なぜ、ここで特出しなのかというのが質問の1つです。

2つ目が、これも参入制限にならないかという観点からの質問ですけれども、社会保険労務士の連合会を指名されて調査をさせる、私たちが言うところ、違反事件の調査というよりは、おそらくオーディットという観点で調査させるというおつもりだと思うのですけれども、どのぐらいの期間でどのぐらいの費用を考慮しておられるのか、具体的に意味のある調査になるような、他方、例えば何十万、何百万もかかるようなものと、多分負担できなくて、だれも入札できないと思うのですけれども、そこでのバランスをどうお考えなのか教えていただきたい。

○二宮民事監査官 先ほどの労基法関係違反につきましては、労働社会保険諸法令という概念の中には、私どもはこれは入っているつもりでございまして。ですから、超過勤務等が例えば支払われていないとかいうような実態があれば、そこは社労士の実態調査の中で明らかになってくると認識しております。そもそも、この社会保険関係とか、超過勤務とか、そういったものを事前にきっちり調査しようという背景には、これらも乙号事務とは直接的な関係はないわけですが、最終的に乙号事務を適正に行うという観点から一番重要なことは、働いていただいている従業員の方の安定的な雇用がやはり大きな要素を占めておりまして。これまでの各登記所で混乱を生じている事案は、その体制が不十分になっている。または、職員等が途中で大量退社されているというような実態が数多く見られました。そういった背景の中には、超過勤務が十分支払われてないとかいうような実態があることも承知しておるところでございまして、そういったところがきっちりできておる会社でないと、安定的な雇用を揺るがしていくといった観点から、そういったところをしっかりと審査しようというところで、こういう要件を設けさせていただいているところがございます。

その中で、期間と費用という概念ですが、連合会に事前に確認しているところによりま

すと、期間としては、入札に係る期間内に当然審査はできるわけでございまして。1 事業者に当たる期間は数日で終わろうと思っております。費用については、今伺っておるところで、約20万程度とは聞いております。

○渡邊副主査 審査項目というか、調査項目は詰められましたか。

○二宮民事監査官 一応そこは詰めております。

○渡邊副主査 何アイテムぐらい出ておられますか。10項目なのか、20項目なのか、30項目なのか。

今、内容を教えてくださいという趣旨ではなくて、質問の趣旨は、数日で、言われたような金額で本当にできるのかということです。しかも、今のお話を伺うと、労働社会保険諸法令は、ある意味労働基本6法に載っているものが全部かなとちょっと頭に思い浮かんだりするものですから、それだけの範囲を何日ぐらいで、しかも、そうすると、おそらく全部について見るのは、難しく、アイテムズして、20万円で数日でやろうと思ったら、結構簡略バージョンのオーディットをされざるを得ないのかなと思いましたが、それと、それをやる必要性和参入制限のバランスの問題になるのではないのでしょうか。例えば、やればいいと言って、1か月何百万もかけてと言ったら、おそらくだれも参入できなくなるので、そこでのバランスの感覚を伺いたいというだけの質問です。

○宮城補佐官 補佐官の宮城と申します。

おっしゃるとおり、会社の規模によって、やはり範囲が広く、異なりますので、基本的には抽出して調査することになります。そうすると、先ほどのアイテムという観点でいきますと、労働社会保険諸法令といいますと三十数本程度ありますけれども、その中で特に問題とされているところをリストアップして調査しようということで、そういう観点でできるだけ入札参加者の費用的なところと調査期間は、今から具体的には詰める予定ですが、そういった観点も留意していきたいと考えているところです。

○樫谷主査 ほかにございますか。

○石村専門委員 実務者を配置すると改善のところで書いてあるのですが、実務者の要件として、資料B-2の6ページに、司法書士として行った司法書士業務、土地家屋調査士として行った土地家屋調査士業務、登記所などの事務という形で挙げられているのですが、1年以上の実務経験を有する者。これは証明はなくていいのでしょうか。つまり、司法書士の資格がありますという登録証明書あるいは形式資格の要件だけであれば、極端なことを言えば、実際実務に就いてなくても、その証明書だけで、形式要件だけで審査するのか。実際要求されているのは、事務を滞らせないという趣旨であるとするなら、形式要件よりもむしろ実務証明書。例えば、司法書士事務所で何年間実務経験がありましたとか、例えば会計士の世界では、会計士になるためには監査法人等から実務証明書を発行してもらわないと試験が受けられないことになっていまして。そういう実務証明、要は、事務を滞らせないというところに重点を置くのだったら、形式的な資格要件よりもそっちの方が大事なのではないかと思うわけですが、その点についてはどうお考

えなのかお聞かせ願えればと思います。

○二宮民事監査官 これは対象者としております a、b という司法書士と土地家屋調査士につきまして、これは委託する法務局が最終的には管内にどういった司法書士がいることは、基本的には承知はしているところでございます。ただ、その方が実質的に事業を1年以上やっているかどうか。それも、管理の中では把握できるわけですが、今現在もだれそれという司法書士を実務経験者として登記所に配置することについては、各登記所において、そこらの実際の要件を満たしているかどうかというのは確認をしていると認識はしておりますが、そこは改めて再度確認をしておきたいとは思っています。実際には、そういった要件についても、実務証明書という概念で入手しているかどうかはちょっと承知しておりませんが、そういった要件を備えているかどうかの観点から確認はしておろうかと思っております。

○石村専門委員 要は、書式とかそういうものではなくて、そういうものはないということですか。要は、確認の仕方としてはどういうものでしょうか。

○二宮民事監査官 各法務局での最終的な確認方法という形になると思いますが、少なからず、各登記所ごとに名簿を出させます。ここで働く者の実務経験者はだれそれ、どういった者だということ、また、業務管理者という定めをする者はだれそれ、その他、従業員としてこの登記所に配置する職員はこういった者だということ、名簿を提出しますので、その中で、実務経験者についてどういった要件を満たす者だということは、その中から確認をしていくことになるかと思っております。

○稲生専門委員 研修のことについてお聞かせ願いたいのです

実施要項(案)7ページの(カ)で詳細に事前研修の項目が今回充実されたということで、9ページの(3)で、人的体制の整備で1次整備・2次整備と入ってきているわけですね。研修と体制整備との関係がどういうことか。要するに、お聞きしたいのは、要は、研修をきちんと受けさせるために人的整備に早目にとりかかってほしいということではないのでしょうか。

なぜこういう質問になるかということ、22～23ページに別紙9-1と9-2がございまして、事前研修と継続研修とありまして、継続研修は、実際に業務が始まってからだと思いますので、22ページの事前研修で、単位数とあって、大学の授業みたいな感じもするのですけれども、これを合計すると、単純計算で、上から下まで足すと、事前研修は70単位になるのですね。勿論、1単位当たりが何分に相当するかは、これは一律ではないというような記載が前にございましたけれども、仮に、これを60分を1単位とすれば、要するに70時間になるのかなと思います。そうすると、もう一回9ページに戻ると、結局、70単位あるいは70時間なのか、100時間なのかわかりませんが、90分で換算すれば、多分100時間を超えてくると思うのですが、この研修を受ければ、一応ミスなく立ち上がり、仕事ができるのであろうということであれば、あえて、9ページにあるような第1次・第2次整備として膨大な人件費コストを民間さんに払っていただいて体制整備をする意味は必ず

しもないのではないか。つまり、かなり厳しい要件がかぶっているような感じもするものですから、それで、研修が70単位で一応事足りるという趣旨であれば、9ページの(3)は、逆に、ちょっと厳し過ぎないのかなというようなことです。

○二宮民事監査官 委員御指摘のところは、そういう事前から雇用をすることによって事業者への負担ということでございますか。

○稲生専門委員 そういうことになりますね。つまり、研修をきちんとやってほしいことと、人を雇えということは、民間さんのお立場からすれば、これはかなり違うことございまして、雇用はしないけれども、研修はある程度やるし、そのときには、法務局さんのいろいろな御指導も受けたいと、民間さんはこう考えると思うのですね。

これを単純にコスト計算すると、第1次整備で、1月の中旬、これは4月から業務開始ですね。そうすると、3か月前から7割以上整備するということは、年間コストで大体25%ぐらいのコストを事前に払ってくださいと。しかも、恐らく、これに対する法務省さんからの支払いはないと思いますので、そうすると、これは民間さんが持ち出しになるわけですね。ですから、これは参入障壁として、この3か月間にわたって7割以上の人を雇えというのはちょっと重過ぎないのかなということを懸念するわけでございます。

○二宮民事監査官 ここで、7割以上を整備するという内容といたしましては、4月からの体制として、7割以上の従業員の確約を取っておくという前提でございます。

○稲生専門委員 雇用契約ですか。

○二宮民事監査官 はい。例えば25年の4月1日以降雇用するということを想定しております。当初から、経済力があるということで雇用をしていただくのは、それは構いませんが、ただ、そういったコストの面があるかと思しますので、少なからず、開始以降は、その事業者に雇われて、その事業に着手することを、研修が始まる前の段階で確認をとれる人を7割確保しておいてくださいという趣旨でございます。

○稲生専門委員 なるほど。

であれば、書き方が、私素人のせいもありますが、1月中旬までに7割以上の人を雇用契約を結んでおきなさい。つまり、雇っておきなさいと。極端に言ったら、給料が払えるように体制整備をしろと読めてしまうので、もし、仮に、4月以降、確実に雇うというのか、よくわかりませんが、そこら辺がちょっと厳し目に見えてしまうと言うのでしょうか。書きぶりはちょっと御検討をいただいた方がいいのかなと思います。要は、きちんと研修を受けていただいて、能力がある人が4月1日から入ってくることを担保なされたいという趣旨だと思いますので、そういう読み方ができるようにしていただいた方がいいのかなと思って、こういうことを申し上げているということでございます。

それから、確かに、70単位これだけ充実すれば、相当いい方を4月1日から確保できるのはわかる半面、要は、ミスなく作業をしていただくということですね。多分、そこが主眼だと思いますので、70単位が、待遇・クレームとか、情報セキュリティとか、そこまでを本当に全員に課す必要があるのかなというのは、多少疑問もございまして。勿論、これ

が必要だということであれば、それでいいのですが、雇おうとしている人全員に70単位が本当に必要かどうかというのは、一応検討いただいた方がいいのではないかなという感じもいたします。ただ、研修時間はそんなに多くないので、合計しても70時間ですから大丈夫かなとは思いつつも、ただ、講師については、法務局さん以外の人を雇わなければいけないこともあって、弁護士さんの先生とかいろいろあるものですから、弁護士さんは結構給料高いのかなとも思いますので、これは民間さんがかなりコストがかかりそうな感じもするので、要は、ミスなく作業をしていただく人を育てていただきたいという趣旨であれば、もう少し研修項目を絞ってもいいのかなと、これはやや感想めいていますが、一応コメントとして言わせていただきたいと思います。御検討はお任せいたします。

以上です。

○樫谷主査 70単位は70時間と考えていいのですね。

○二宮民事監査官 はい。1単位1時間ということで考えております。

それと、あえて言わせていただきますと、これまで、この事業は民間に委託して4年間やってきておるところです。その中で、今回も、そういう個人情報に係るところと、目的外利用、これはその事業者の従業員等が行っているわけです。そういったことを踏まえますと、従業員の教育という観点にも力を注いでいただく必要があろうかと思えますし、そのもとの会社の認識についてもしっかり、いわば各種の要件等を満たしていただくことが必要になろうと思えます。それらを加味して、今回、研修項目を見直したところでございます。公サ法の規定とか、今までなかったところでございますが、当然、国の行政サービスを担うという前提の中で、この事業がどういったものだという前提のところから、働いていただく方にはきっちり把握した上で、行政サービスを担っていただきたい。単に、お手伝いで来ましたという感覚でこの事業をやっていただくというわけにはいかないということで、事前研修を充実させていただくということで、研修の見直しをさせていただいたところがございますので、その点もお含みおきいただければと思います。

○渡邊副主査 2点伺います。

いずれも、先ほど伺った「労働社会保険諸法令」の観点で、1つは、研修のところ、「労働関係法令」と出てきていて、使い分けているのかと聞いていたのですけれども、さっきの御説明だと使い分けてない。例えば、9ページの「(4)研修」では、日当の支払いなど労働関係法令を遵守しなければいけないとか、何か使い分けているのかと思ったのですが、さきほどの御説明だと使い分けてないというような感じがするので、そうすると、このところも全部労働社会保険諸法令になるのでしょうか。ほかのところも全部という御趣旨でしょうか。

○二宮民事監査官 9ページで書いています研修で「労働関係法令」という表現がございます。これは、先ほど委員から御質問のありました、研修を行うに当たって、当初から雇用するのはコストの問題でどうかと。ただ、研修を実際に受ける、事業者側からその従業員になるべき人に事前の研修を受けた際に、その人に対する費用、研修に他の会社を休ん

で来るとかそういったこともあろうかと思いますが、それに対して本来支払うべき対価等が必要であれば、きっちり支払うことは持ってあげてくださいということをここは注意的に書いているところをごさいます、先ほどのところとは若干ニュアンスを異にしているところをごさいます。

○渡邊副主査 定義としては、「労働社会保険関係諸法令」という広い言葉があって、それが「労働関係諸法令」と「社会保険関係諸法令」に分かれるということですか。

○二宮民事監査官 そのこのところは、言葉の定義として、正しい使い分けができているかどうかという観点から、再度チェックをさせていただきたいと思います。

○渡邊副主査 おそらくこれは定義していただいた方がいいのだと思います。それが第1点目。

第2点目が、このオーディット、労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査について、委託法務局が指定する外部の専門家における実態調査の報告書というところで、これを拝見すると、法務局なのか、法務省なのか、社会保険労務士を指定されるのか、個別に指定されるのか、あるいは、リストか何かをつくって、そこから自由に事業者がコストの安いところ、期間が短いところをお願いするようにされるおつもりなのか。それとも、何かスタンダードな、この期間、この費用ということで決められるのか。そういう決め方は、多分、日本の法令上はちょっと難しいのかなと個人的には思っています。独禁法とかありますし。その辺りの指定されるのは、どういうふう指定されて、これも、また、率直に申し上げれば参入障壁にならないかという観点の質問ですけれども、教えていただきたいと思います。

○二宮民事監査官 労働関係諸法令の審査につきましては、連合会に委託をしていただくということを考えています。一個人というところをこちらの方が指名しますと、先ほど御指摘のような独禁法に違反することになるかと思っておりますので、連合会自体にその調査をお願いして、そこから報告をいただくといった手法を考えているところをごさいます。

○渡邊副主査 個人に頼めば、すべて独禁法違反かという、そうではないので、そこは私の考えのサマライズのところは違われると思います。連合会に頼めば、みんな同じ条件になるという、そういう御趣旨ですか。主体が連合会ということですか。

○二宮民事監査官 はい。

○渡邊副主査 連合会は、各社会保険労務士の人に、言葉は悪いのですけれども、下請的にお願いをすることになるのですか。

○二宮民事監査官 基本的に依頼する先は連合会になります。あとは、連合会傘下の社労士に、連合会の判断に基づきまして、実際の調査は社労士が動いていただいて調査をしていただくという形になるかと思えます。

○樫谷主査 そうすると、連合会との契約になると、連合会の名前で調査を出すのですか。

○二宮民事監査官 はい。

○樫谷主査 それは本当にできるのですか。

○二宮民事監査官 報告書自体は、最終的には連合会が、その参入しようとする者からの申し入れを受けまして、連合会が当事者として受けます。当事者である契約はそういう形になります。それを受けて、最終的には社労士が動きますから、社労士の報告という形で上がってくるかもしれませんが、そこに連合会が併せて何らかの証明する形で上がってくるかもわかりません。ただ、その主体としては、連合会が主体で最終的な報告をすることで、今までこちらの方で詰めているのは、そういう形で対応ができるということです。

○樫谷主査 あまり固く考え過ぎてはいけないのかもわかりませんが、何となく調査報告書となると、この前おっしゃっていただいたように、こういう項目についてこういう手続をやって、問題なかったとか、あったとか、これはこうだったとかいうことになるわけですが、通常、連合会みたいな形の名前で出すと、当然、連合会そのものも責任が問われることになるので、本当に傘下の社会保険労務士さんがちゃんとやっているかというチェックとか、いろいろなチェックが入らないと、連合会の名前で出すということは、恐らく会長の名前で出すわけですね。その辺は、連合会の名前ではちょっと出しにくいのかなという気がするので、それはよく詰めていただいた方がいいかもわかりませんね。

それから、労働関係法令の違反事実がないかということで、どこまでやるのかというのは、これはやり出すと切りがなくなりますね。サンプリングでやるということですが、サンプリングでやって、どこまで細かくやってもらうかということがあると思うのですが、本当に細かな事実があったときに、そこを全部開示するのかとか、例えば、何の落ち度もなく、残業手当をちゃんと払っているのかどうかとか、いろいろな課題があるわけですね。私の知る限り、真っ黒は別として、若干のグレーゾーンみたいなものが結構あって、違反事実がないと言われてしまうと、違反事実は黒のことを言っているのか、グレーも含めて、そういう状況をちゃんと報告しろと言っているのか、この報告をいただくときに、この辺はどうなのかはちゃんと詰めてもらった方がいいかもわかりませんね。重大な違反事実。重大だと言ってしまうと、何が重大かということになってしまうので、また、問題になるのですけれども、微に入り細に、私も会計士でやったときに、気になることは細かくつついやりたくなくなってしまいますね。そうすると、過大にチェックすることになってしまいますので、この辺は、連合会との打合せでもいいと思うのですが、メニューと中身とレベルをしっかりしておかないと、後で連合会の責任問題になったりするといけませんので、合意しておく必要があります。合意を超えて何かあった場合は、それは連合会の責任でもないし、社労士さんの責任でもないという仕組みにしておかないといけないのかなという感じがします。

それから、もう一つ、今までおっしゃったことにも関係するのですが、4ページの先ほどの下の方の下赤い①～⑤で、「その他提案書の記載内容を証する資料」と書いてあります。「証する資料」というのは、いろいろな証する資料というものがあるわけですね。この

記載内容に関する証する資料は、具体的にこうこうだというふうに定義されるのですか。

○二宮民事監査官 この⑤は、漠然とこのような書き方をしております。ここは、①～④までの項目を明確に示したというところでございまして。従前の要項においても、提案書の記載内容を証する資料を民間事業者に関する資料として提出してくださいと。この最終的に意図するところは、提案書に記載しているものを証明する資料があれば、それをつけてくださいという趣旨で、実際にこれまで資料の提出を求めていたものでございまして、これについても、提案書に係るところで、今回示した4つ以外で自ら提案した内容に関して証明する資料がありましたら、併せてつけてくださいということを明確にしているところでございます。

○樫谷主査 それは自主的にということですか。それとも、例えば1年間働いたとか、5年間やったとかいうことについての資料をつけなければいけないわけですね。そのときに、登録が5年前だったら働いたとみなすのか、実際働いてない人もいるでしょうからね。そうすると、どこか前にいた司法書士事務所へ行って証明をもらわなければいけないとかそういうことになると思うのですが、考えれば切りがないので、できれば、ここも、ここも、こういうようなものをくださいと言っておかないと、これは真剣にずっと見てしまいますと、切りなく、入札に参加する方は資料があった方がいいと考えまして、つつい分厚くなってしまったり、手間暇かかることになってしまうと思うのですけれども、最低、これとこれとこれは出してくださいというようなものを、できればつくっておいていただいたら大変ありがたいと思います。

○二宮民事監査官 ちょっと検討をしてみたいと思います。

○樫谷主査 全体的な感じとして、確かにいろいろな事件があつて、特に2回も業務停止をして、またこういうことが起きてしまったことについて、法務省が対応することはよくわかるのですが、全体感から見て、ちょっと過剰反応かなというところがあつて、この辺は全体感としてどのようなお考えなのか。難しい質問かも知れませんが、全体感として、前の要項と単純に比較しますと、文章が増えただけでなく、レベルの要求がかなり上がっているような気がするのです。確かに、一番最初のときにいろいろあったので、少し下げたのです。下げたのを元に戻すならまだいいけれども、ここまで上がってしまったのかなという感じがして、その辺が、入札監理小委員会としては、少し気持ち悪いところが、ここまでいきなりどんと上がる理由が、この2件から見て、ここまで上がる理由はもう一つちょっとよく理解できないところがあつて、全体的にどういうお考えでこうされたのか。

○二宮民事監査官 これにつきましては、今回、ハードルが上がったような中では、参入障壁となるようなことが見方によってはあるかもしれませんが、ただ、私どもの観点は、乙号事務をこれまでやってきている実績を踏まえまして、適正かつ確実にやっていただくという公サ法の理念に基づきまして、実際に、今はどうかといった観点から評価しますと、やはりサービスの質が下がっているという事実は否めないのだろうと思っております。そ

の背景には、参入する事業者が、こちらの方が要件として掲げている先ほど申しましたような要件が完全に備わっていない。それには、しっかりしたチェックという法務局側のこともあろうかと思いますが、ただ、実際には、事業者の方は、公共サービスを担っているという概念がレベルとしては低いのではないかと、こちらの方はそう判断しております。そういった意味で、今の事業をきっちりやるためには、実効性の担保という観点からは、減額もしかりですが、こういったことを行わない限り、サービスの質の向上がなかなか計れないのではないかとといったところで、今回、こういった見直しをさせていただいているところがございます。当然ながら、これをやって事業をきっちり行いたいというのが、私どもの見直しの理念にあるところがございます、これは過剰ではないという判断をしているところがございます。

○樫谷主査 最初が少しハードルが高いところから少し落として、上がってきたわけですが、ハードルは確かに上がっていると思いますが、これは、最初は登記のことをやっていらっしゃる方、法務局の事業をやっていらっしゃる方には、基本的には、世の中には民間業者としては0だったわけですね。それが今3回繰り返してやって、ある程度認知度が広がってきた、こういうレベルが整ってきたという中で、ここを上げようという判断をされたのか。前は、実務経験者はなかったのですね。

○二宮民事監査官 ございました。

○樫谷主査 あったのだけれども、世の中には余りいらっしゃらなかったという意味ですね。法務協会はいらっしゃったということで、そこに落ちたわけですね。それがいろいろ問題にされて、少しハードルを下げたわけですね。そういうのは充足してきた、実務経験者はかなり充足してきたと、こういう御判断もあったということでしょうか。

○二宮民事監査官 これについては、過去の経緯等もありますが、そういう要件を課したことによって1事業者に偏ってしまうとか、1事業者が有利になるといったことがあれば、そういった仕様は控えるべきだろうと思っています。ただ、今現在は、窓口責任者として、一定の期間経験をしている者、そういった者は実務経験者と同等の者として資格を与えていることにしておりますので、そういった者が全国的にはかなり多く存在しているのが実態でございますので、どのような事業者もそういったものを確保することによってそういった対応ができると判断をしたところがございます。

○樫谷主査 したがって、実施要項のレベルは、少しハードルは上がったけれども、競争を制限するものではないと、こういうふうに理解していいと法務省は判断をされているということですね。

○二宮民事監査官 はい。

○渡邊副主査 今の点で伺いたいのですけれども、20万円になるのか、30万円になるのか、50万円になるのかわかりませんが、取れるか取れないかわからない入札で、この金額まで払っても入れたいという事業者はどのぐらいいるかというのは、ヒアリングとかされたのでしょうか。

逆に言うと、1番目のオーディットと3番目の委託事業をすべて開示する。あと、今のお話だと、資料を提出するということは法務だけのようだけれども、添付資料のところで、受注実績に関する資料、評価のところは、すべき記載というふうに書かれて、このハードルをクリアしても受けないという事業者がいないと、結局、何か絵にかいたもちになってしまうのではないかというのが、さっきからの質問の一番の根っこです。ふたをあけてみたら1者しかいない、1者もないことになると思うので、こういうハードルがあっても、なおかつ2者、3者入札が成り立つような、そういう意欲を示している事業者がおられるのかというところが、ある意味一番の懸念なわけですけれども、ヒアリングをやっているのであれば、教えていただきたい。

○二宮民事監査官 この要件の全ての内容に対して、個別に事業者を確認はしておりません。これについては、本日の御審議をいただいた後、速やかにパブリックコメントに付すことを考えておまして。また、これまで関係する事業者等については、こういったことで意見募集をしておりますということは周知をしていった上で、意見があればそこへ出していただくことを考えております。

○渡邊副主査 そうすると、おそらく、事業者側の判断としては、どのぐらいの負担で、しかも、知らないで読んでしまっ、「国が負担してくださる」と思われては、困るので、この費用は事業者負担で、指定した連合会に出してもらって、そういう前提できちんとパブリックコメントをとらないと困るのではないのでしょうか。私などは、最初読んだときは、国が負担してくださるのかと思って読んでしまったりしていたので、多分、その辺りのパブコメを出す条件として、きちんとした意見を出す前提のところを具体的にしていたかしないと、私のように間違っ読んでしまった人がオーケーみたいな感じになると困るかなというところを申し上げておきます。

○二宮民事監査官 その点は検討をしてみたいと思います。

これまで、私どもで事業者等に説明するという事で想定しておりましたのは、当然ながら、入札説明会等では事細かく説明して、こういう手続になって、こういった費用がかかるという前提のことは、当然ながら詳細を説明することは考えておりました。委員の御指摘のように、こういったことで参入する事業者が本当にいるのかどうかという観点での調査は行っておりませんが、こういった要件を課すに当たりまして、事業者がどうかという動向については、どういった方法でということは今の席上で申し上げられませんが、何らかの方法で確認はしておきたいと思います。

○樫谷主査 印紙売りさばき事業、あと、連携ですが、売りさばき事業について、これは確かに法務局の業務ではないので、これをやってくださいというお願いベースで、でも、やっていただきたいという話だと思うのですが、これをやるとなると、先ほどの話だと、収益が出るころはあんまり問題にならないと思うのですが、赤字が出るといったときに、どの程度出るのかですね。ごくわずかな話なのか、かなり出るのか。その辺は情報か何かで出せないですか。売りさばき事業のそれぞれの今までの実態をどこまで出せるのか、ち

よっとよくわかりませんが、大体どの辺りの売上があって、これは郵政事業の話ですから、決まっている話なのかわかりませんが、この売りさばき事業の採算性といえますか、利益が必ず出るというようなものであれば、余り気にすることはないかわかりませんが、赤字が出る、若干なのか、たくさんなのか。そんなにたれ流しになるとは思いませんけれども、そういう情報をどこかで開示しておく必要があると思います。

○二宮民事監査官 その関係する任意団体等から事前に話を聞いているところでは、今その任意団体が行っている中で、赤字という概念は基本的にはないわけですが、それは売りさばきのための職員を短時間にして運用していくとか、そういった運用の中でやってきているのが実態です。ただ、それもなかなか現実的には難しいということで、今回、受託していただく事業者がその事業を併せてやっていただくと、人的コストという概念で、そこに必ず1人張りつけておくといったことが必要なくなる。こちらで業務をやっている者が必要なときにそこに対応するという関係で、必ず必要な人的コストがうまく削減できるだろうと。私どもも、願う限りは、赤字になるものをお願いできないと思っております。当然ながら、その団体から伺っている情報をもとにこちらの方で試算する内容においては、全て赤字になるものはないと判断しております。

○樫谷主査 専任者を置けとか、ちゃんと分けろとかいうことではなく、人は行ったり来たりしてもいい、必要なときに、お客さんがいるときに行って、売って、また戻ってきていい、こういうことですね。

○二宮民事監査官 はい。そのことによって運用が容易になるだろうと。

○樫谷主査 わかりました。顧客サービスではありますから、これは是非やっていただきたいと私は思っているのですけれども、そのコスト負担が、売りさばき事業のコストを、こちらの方で負担するようになったらいけないということでちょっと懸念したのですが、増加コストがないので、行ったり来たりしても、状況によってはいいかなという気がします。

○二宮民事監査官 それができ、今の中でやっていけるのは、受託事業者しかいないだろうと思っております。

○樫谷主査 今までは、専任者がいらっしゃったということですか。

○二宮民事監査官 これまで任意団体が行うのも、実際には、そこで売りさばきをするために、お客さんが仮に来られなくても、そこで待っているための人が一日ずっと張りついていなければいけない。かなりお客様がいらっしゃる職場ですので、来られるのですが、ただ、閑散の時間帯とかになると、お客様が来ない場合もずっとそこに座っていると、そういう無駄な時間があつたのも事実です。

○樫谷主査 わかりました。

個人情報プライバシーマークが必須項目となっているのですが、一般的に言って、登記しているものは公開することが前提なので、これは必須にしなければいけないという理由がもう一つよく理解できなかったのですが、何か必須にしなければいけないという理由

があるのでしょうか。

○二宮民事監査官 プライバシーマークを要件にさせていただいたのは、いわば個人情報の取扱いについて、私どもも個人情報は多々扱っておるところでございます。そういう中で、先ほど申しましたように、法を受けた省令において、個人情報の取扱いを定めた要領を作成しなさいということまで省令の中で規定されているように、個人情報については厳格な取扱いが求められているところがございます。そういった観点から、個人情報のより適正な取扱いを、審査という観点からも適正に行うために、そういった資格を有しているということを条件にさせていただいているといったところが1つの観点ではございます。また、公サ法に基づく他の入札においても、そういったところを審査の対象として審査されている事例がございます。また、実際には、私どもで、これは過誤等の事案ではございますが、印鑑証明書の誤交付は、個人情報に他に渡ってしまっているという、個人情報の取扱いとしてはゆゆしき事態ですが、そういった誤交付事案が平成22年度に9件、23年度もこれまでに17件ほど発生しております。また、請求書自体をなくしてしまっている事案も複数件、昨年度また今年度も発生しているところですので。こういった問題は、個人情報の取扱いの重大な問題でございまして、私どもが持っている個人情報の取扱いについては、やはり厳格な対応が必要だろうということから、プライバシーマークを要件に課させていただいているところがございます。

○樫谷主査 それでは、時間となりましたので、「登記簿等の公開に関する事務」の実施要項（案）に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かありますか。

○事務局 ただいまの御審議の中で、実施要項の表現ぶり等の再度検討をする点を幾つか御指摘いただいておりますので、改めて法務省と事務局で調整させていただいた上で、各委員の皆様方に御案内させていただきたいと思っております。その上で、御了承いただいた上で、パブコメのに移らせていただこうと思っております。

○樫谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思っておりますので、法務省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえまして、引き続き御検討いただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

それから、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

それでは、本日の入札監理小委員会は、これで終了したいと思います。

なお、次回の開催につきましては、事務局から追って連絡いたします。

本日は、どうもありがとうございました。